

# **大牟田市いじめ防止基本方針**

平成26年10月26日策定  
平成30年 4月 1日改定  
大牟田市教育委員会

## 大牟田市いじめ防止基本方針

### はじめに

1 大牟田市いじめ防止基本方針策定の意義	3
(1) 大牟田市いじめ防止基本方針の意義	3
(2) いじめ防止対策推進法制定の意義	3
(3) 国や県のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方	3
2 いじめの定義及び防止等に関する考え方	3
(1) いじめの定義と理解	3
(2) いじめの防止等に関する考え方	3
① いじめを生まない教育活動の推進	
② いじめの早期発見の取組の充実	
③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実	
④ 地域・家庭との積極的連携	
⑤ 関係機関との密接な連携	
3 いじめの防止等の対策	6
(1) いじめの防止等に対する市の取組	6
① 市の基本方針の策定	
② いじめ防止等のための組織等の設置	
ア 「大牟田市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	
イ 「大牟田市いじめ防止対策委員会」の設置	
ウ 「いじめ対策本部会議」の設置	
③ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握	
④ 各学校における組織等の設置に対する支援	
⑤ 関係機関との連携	
⑥ いじめ防止等のために市が実施する施策	
ア いじめを生まない教育活動の推進	
イ いじめの早期発見	
ウ いじめの早期対応	
エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備	
オ 教員研修の充実	
カ 保護者・地域等への働きかけ	
キ 適切な学校評価・教員評価	
(2) いじめの防止等に対する学校の取組	9
① 学校いじめ防止基本方針の策定	
② いじめの防止等の対策のための組織の設置	
③ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価	
④ 関係機関との連携	
⑤ いじめの防止等のために学校が実施する取組	
ア いじめを生まない教育活動の推進	
イ いじめの早期発見	
ウ いじめの早期対応	
エ いじめに対する措置	
オ 児童生徒理解と教育相談体制の整備	
カ 教員研修の充実	
キ 保護者・地域等への働きかけ	

## ク 適切な学校評価・教員評価

4 重大事態への対処	12
(1) 重大事態の意味	12
(2) 重大事態の対処として実施する事項	13
① 重大事態の調査	
ア 学校における重大事態の調査	
イ 市における重大事態の調査	
② 調査を行うための組織	
ア 学校における組織	
イ 市における組織	
③ 事実関係を明確にするための調査	
ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	
イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	
④ その他の留意事項	
(3) 調査結果の提供及び報告	15
① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	
② 調査結果の報告	
(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	16
① 再調査	
② 再調査の結果を踏まえた措置等	

### 【巻末資料】

- 1 いじめ問題連絡対策連絡協議会
- 2 いじめ防止対策推進法に係る組織

## 1 大牟田市いじめ防止基本方針策定の意義

### (1) 大牟田市いじめ防止基本方針の意義

本市においては、これまでにも「いじめは、絶対に許されない」「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との認識をもって、いじめの未然防止・早期発見・早期対応などに係る諸施策を講じ、いじめの問題を取り組んできたところである。

このたび、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国のいじめ防止等のための基本的な方針(以下「国の中の基本方針」という。)や福岡県いじめ防止基本方針(以下「県の基本方針」という。)を参考に、本市における公立の小・中・特別支援学校(以下「各学校」という)において、いじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう「大牟田市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)」を定めた。

市の基本方針は、国の中の基本方針や県の基本方針を参考に、法の規定により実施すべき対策について、いじめの問題に対する各学校、市教育委員会の役割と責任、それれにおいて取り組むべき事柄を示した。

### (2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や県、本市、各学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、全国において、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。そこで、いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む一人一人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、国会において法が成立し、

### (3) 国や県のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方

国の中の基本方針は、法を踏まえ、いじめの防止等(いじめの未然防いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のため、地域や家庭及び関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

また、県も国の中の基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方を踏まえ、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととしている。

## 2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

### (1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われ

- るものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
  - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
  - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- 「一定の人間関係」とは、  
学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的、物理的な影響」とは、  
いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。
  - ・心理的な影響：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
  - ・物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたさせられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめの対応にあたっては、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

また、各学校においては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、各学校は、常に子供の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるもの」である。とりわけ、嫌がらせ等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。一方、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

## (2) いじめの防止等に関する考え方

### ① いじめを生まない教育活動の推進

「いじめが、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、いじめ

の防止については、未然防止の観点が重要である。このため、学校の教育活動全体を通じて、次のことを推進していく。

- ・全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校、家庭、地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する市民への啓発

## ② いじめの早期発見の取組の充実

本市においては、これまででも、いじめの問題については、早期発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることは大変重要である。

人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、各学校や市教育委員会は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図る。

## ③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められている。本市の各学校においても、これまでこれまで進めてきた組織的・継続的指導の一層の徹底を図っていく必要がある。

そのためには、いじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題は、学校だけで解決していくのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日頃からの連携が可能な体制を構築する。

## ④ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、国や県の基本方針では、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築を求めている。本市においては、「大牟田地域教育力向上推進協議会」を中心として、学校と地域・家庭との連携を重視し、いじめの問題についての対応に積極的に取り組む。

## ⑤ 関係機関との密接な連携

いじめについてのへの対応においては、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法に則って行うことが必要である。

のことから、国や県の基本方針にもある、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図る。

### 3 いじめの防止等の対策

#### (1) いじめの防止等に対する市の取組

##### ① 市の基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

国が基本方針を策定してから3年の経過を目途として、基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じた際には、本市としても国や県に準じて見直し等を検討する。なお、市の基本方針については、市のホームページなどで、公表する。

##### ② いじめ防止等のための組織等の設置

ア 「大牟田市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

本市では、従前から大牟田地域教育力向上推進協議会が、大牟田地域における学校・家庭・地域の教育力向上のため、各学校、高等学校関係諸機関、団体等が、教育力向上の取組を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的として活動をしてきた。そこで、本市においては法の趣旨に基づき、「大牟田地域教育力向上推進協議会」の組織を「いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「市連絡協議会」という）として運用する。その構成員は、【巻末資料1】のとおりである。なお、市連絡協議会は、各学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図るために、県が設置する「福岡県いじめ問題対策連絡協議会」との連携密にする。

イ 「大牟田市いじめ防止対策委員会」の設置

第14条3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策の実効的な実施を行うために、大牟田市教育委員会の附属機関として「大牟田市いじめ防止対策委員会」（以下、「市対策委員会」という）を条例制定のもと設置する。【巻末資料2】参照。

ウ 「いじめ対策本部会議」の設置

教育委員会事務局に設置している「いじめ防止対策本部会議」に於いて、児童生徒のいじめ問題への効果的な対策等について検討する。「いじめ防止対策本部会議」は、指導室を事務局とし、教育長を中心として、事務局長、関係課長及び指導主事によって構成し、定例的な会議及び必要に応じた臨時会議を開催する。

③ **いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握**

市教育委員会は、県の実施する調査に併せて、市の基本方針に基づく各学校のいじめの問題への取組状況を適宜調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を各学校の指導の改善に生かすよう学校を指導する。

④ **各学校における組織等の設置に対する支援**

市教育委員会は、各学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の専門的知識を有する者、その他関係者により構成される「組織」の設置に必要な情報提供や地域内関係機関等との連携体制の構築の支援を行う。

⑤ **関係機関との連携**

市教育委員会は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、県・各市町村及び警察等関係機関との連携を強化する。具体的には、福岡県警察大牟田警察署、大牟田児童相談所、大牟田医師会、福岡法務局柳川支局等との連携を図る。

⑥ **いじめ防止等のために市が実施する施策**

上記のほか、市教育委員会は、次のことに取り組む。

ア **いじめを生まない教育活動の推進**

○道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動等の充実、命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等、各学校における取組の推進や充実が図られるよう、引き続き支援する。

イ **いじめの早期発見**

○県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の徹底を図り、いじめ問題に対する各学校の取組の充実を支援する。

○いじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るために、各学校で認知したいじめに関する市教育委員会への報告体制を整備する。

ウ **いじめの早期対応**

○「校内いじめ問題対策委員会」等の月1回以上開催の徹底をはじめとする各学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等、各学校の取組を引き続き充実できるよう指導を行う。

○出席停止制度等の適切な運用及び学校における毅然とした組織的対応を行うとともに、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を図るための指導を行う。

○学校だけでは、対応が困難な事案に対して、県教育委員会と連携して「いじめ問題等学校支援チーム」の活用を行い、いじめの問題の早期解決を支援する。

○必要がある場合は、市対策委員会により調査を行う。

エ **児童生徒理解と教育相談体制の整備**

○いじめの問題の早期対応に向けて、県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を配置するなど、学校の教育相談機能の向上を行う。

○学校をとおして、ホットライン24相談窓口、いじめ相談ダイヤル、市教育相談室等の相談窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を行う。

○法務省人権擁護局事業の「子ども人権SOSミニレター」の活用の促進を図る。

○教育相談体制の整備に係る対策の充実に努め、関係機関・団体等との連携をよ

り一層強化する。

**オ 教員研修の充実**

○いじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、県教育センターや市教育研究所と連携し、いじめの問題に関する研修を実施する。

○SNS等のインターネット上でのいじめに係る研修会を実施する。

○各学校におけるいじめ問題に関する研修会の支援を行う。

**カ 保護者・地域等への働きかけ**

○大牟田市PTA連合会と連携し、福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の支援を行う。

○保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県が作成した、いじめに関するリーフレットや相談窓口の紹介カードを学校をとおして家庭へ配布するなど、家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

○市教育委員会が取り組んでいるいじめ防止に係る様々な取組等をホームページ等で紹介し、保護者や地域への啓発を行う。

**キ 適切な学校評価・教員評価**

○いじめに関する評価については、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するよう、各学校に対して指導・助言を行う。

○いじめに関する評価については、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう各学校に対して指導・助言を行う。

○学校いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう、各学校に対して指導・助言を行う。

## (2) いじめの防止等に対する学校の取組

### ① 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法第13条の規定により、学校は、学校いじめ防止基本方針（以下、「学校の基本方針」という。）を定めなければならない。

策定にあたっては、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針、「『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」（国立教育政策研究所）を参考にする。

学校の基本方針には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応などに係る具体的な内容が必要である。加えて、方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

なお、策定した学校の基本方針については、各学校のホームページや学校通信等の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に、説明することとする。

### ② いじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う

ため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条の規定により学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する「学校におけるいじめの防止等の組織」（以下、「学校の組織」という。）を設置することとする。学校の組織の名称は、学校の判断による。

また、市教育委員会と連携の上、心理福祉の専門家等の外部の専門家を学校の組織の構成員とし、必要に応じて活用することができる体制を構築する。

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応する。学校の組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があった時に、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめに關係のある児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行する役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う役割
- 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約を行う役割

### ③ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

各学校においては、学校の基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、学校の組織において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かす。また、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

なお、評価・検証に際しては、県教育委員会や市教育委員会が適宜実施する各学校におけるいじめの問題への取組状況についての調査結果等を参照する

### ④ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に大牟田警察署等と連携していく体制を構築することが必要である。いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、市連絡協議会加盟機関との連携も進めていく。

### ⑤ いじめの防止等のために学校が実施する取組

#### ア いじめを生まない教育活動の推進

- 命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にする心を育む体験活動の充実、教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動の充実、命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を推進する。
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるようにする。また、海外から帰国した児

童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚保護者を持つ児童生徒に対するいじめや、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は、原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめを防止するため、正しい理解の促進や、学校として必要な取組を行う。

#### イ いじめの早期発見

○県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用し、いじめ問題に対する取組の一層の充実を図る。

- ・いじめアンケート等の月1回の実施
- ・教育相談活動
- ・「早期発見チェックリスト」の実施
- ・「学校生活アンケート」の実施
- ・相談ポストの設置と相談の実施

○相談・通報等を受けた学校は、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに市教育委員会に報告しなければならない。その際、法が規定するいじめの相談・通報への迅速での的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する速報及び調査結果を作成し、市教育委員会へ提出する。

#### ウ いじめの早期対応

○各学校の組織の会合を月1回以上開催する等、各学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

○被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

○出席停止制度等の適切な運用及び各学校における毅然とした組織的対応の徹底を図り、市教育委員会と連携し、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。

○学校だけでは対応が困難な事案に対して、市対策委員会や県教育委員会が設置しているいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

#### エ いじめに対する措置

○いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの用件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

##### ① いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月止んでいる状態が継続していること。

※ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間設定して状況を注視する。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点について、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

○いじめが「解消に至っていない」段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。

○いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえる事を踏まえ、学校の職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加

害児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

オ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

○いじめの問題の早期対応に向けて、スクールカウンセラー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上を図る。

○子どもホットライン24相談窓口や市の教育相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を周知する。

○法務省人権擁護局事業の「子ども人権SOSミニレター」の活用を行う。

○教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関・団体等との連携をより一層強化する。

カ 教員研修の充実

○教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校の基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

○県教育センターや大牟田市教育研究所と連携し、いじめの防止及び早期発見の方策等に関する調査研究及び検証等を行う。

キ 保護者・地域等への働きかけ

○福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など関係団体等と連携した取組を推進する。

○家庭におけるネットいじめへの理解やネットいじめの早期発見の促進のために、県が作成した家庭用リーフレットにより、ネット上のいじめに関する内容を周知する。

○保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、いじめに関するリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布などを行い、家庭への啓発活動を推進する。

○各学校が行っているいじめ防止に係る取組をホームページや学校通信等で紹介し、保護者や地域の方々への学校の取組の周知と啓発を行う。

ク 適切な学校評価・教員評価

○学校評価・教員評価の中のいじめに関する評価については、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、結果を以後の取組に活かす。

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
  - (例)   ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校は、安易に「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えることなく、上記に示した「第1号の例」や「第2号の相当の期間」を踏まえ、重大事態が発生したものとして慎重に報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態の対処として実施する事項

### ① 重大事態の調査

市教育委員会は、重大事態に係る報告を受けた場合には、事案の経緯や特性・被害の程度・いじめられた児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、事態への対処及び再発防止のための調査を行う主体を学校と市教育委員会のどちらにするのかを判断する。

#### ア 学校における重大事態の調査

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に、事態発生について報告を行う。
- 学校は、事実関係の明確化及び事態への対処・再発防止のための調査を行わなければならない。
- 学校は、市教育委員会の判断に基づき調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明確にすることを努める。
- 学校は、調査主体とならなかつた場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力しなければならない。

#### イ 市における重大事態の調査

- 市教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長及び県教育委員会へ事態発生について報告を行う。
- 市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断した上で、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を実施する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要かつ適切な支援を行う。
- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明確にすることを努める。

### ② 調査を行うための組織

#### ア 学校における組織

○学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、学校の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。

○組織に加える専門家の構成については、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者とする。

○組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保する。

イ 市における組織（【巻末資料2】参照）

○市教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織として、市対策委員会を活用する。

○当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者があるときは、調査から除外し、調査の公平性・中立性を確保する。

③ 事実関係を明確にするための調査

○「事実関係を明確にする」とは、調査において、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

○調査は、因果関係の特定を急がず、速やかに客観的な事実関係の把握に努める。

○調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で、市教育委員会・各学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に内容を聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

○いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。

○いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

○調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会が、より積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携し、対応にあたる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

○入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

[自殺の背景調査における留意事項]

- ・「児童生徒の自殺」という事態が起こった場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

- ・いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、国の基本方針が示す調査の指針を参考とする。

- ・調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら

ら行う。

- ・調査に当たっては、遺族の切実な心情を認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査を実施する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意できるよう努める。
- ・背景調査においては、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めるために、事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮を行う。

#### ④ その他の留意事項

- 学校における調査の結果、重大事態であると判断した場合においても、重大事態の全貌の事実関係を明確にしたとは限らず、一部を解明したにすぎない場合もあり得る。このことから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、これまでの調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の支援として、出席停止措置の活用、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合の就学校の指定の変更、区域外就学等弾力的な対応等を検討する。
- 学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、風評等が流れたりする場合、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

○調査の主体者は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して。事実関係等他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

○情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うとともに、児

児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮する。

- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法  
・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- 学校は、調査結果については、市教育委員会を通して、市長及び県教育委員会  
に、それぞれ報告する。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた  
児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告  
に添えて、市長及び県教育委員会にそれぞれ送付する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

第30条2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。  
3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 市長が、当該報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。
- 再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。
- 議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては十分な配慮を行う。

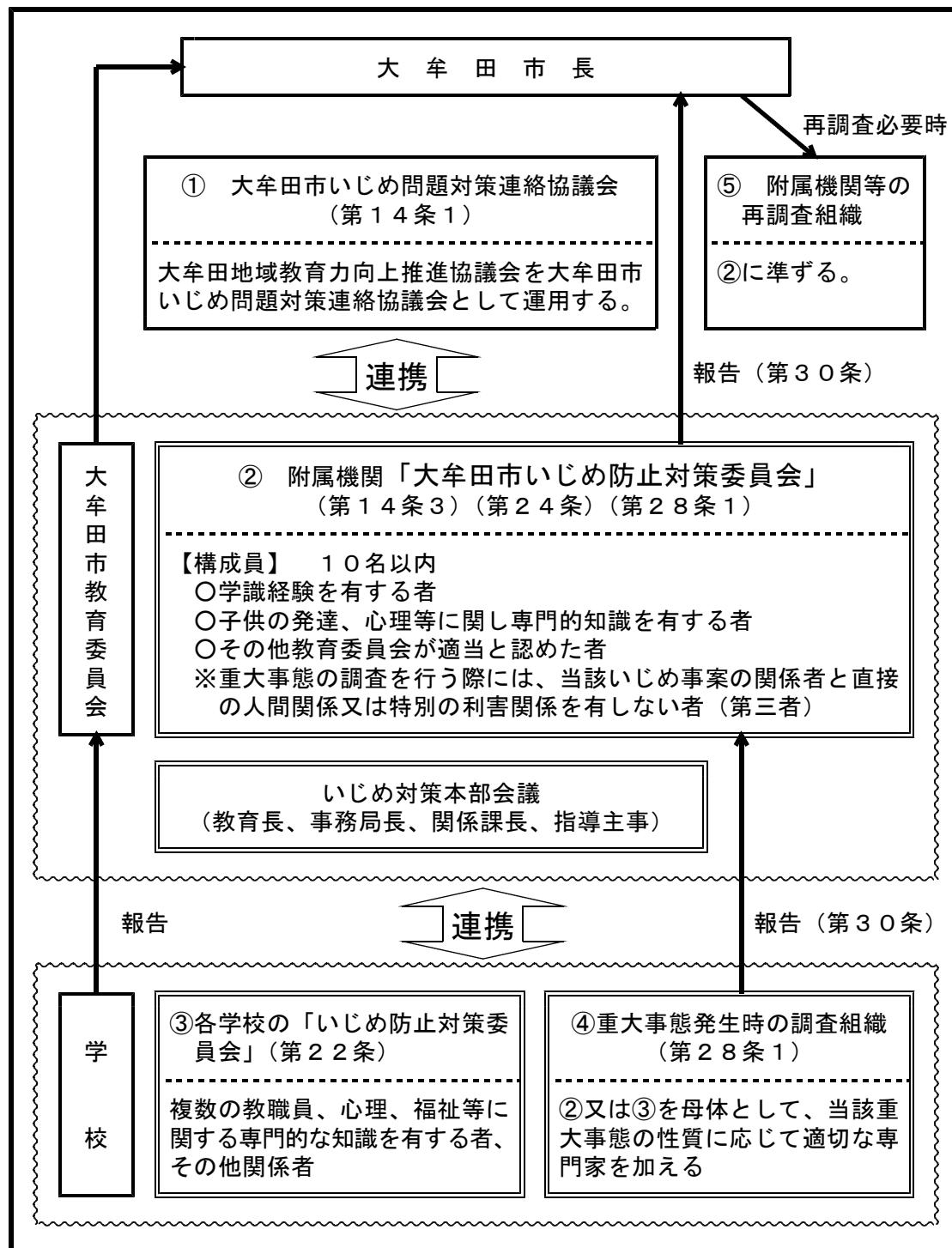
【巻末資料 1】

**大牟田地域教育力向上推進協議会**  
【いじめ問題対策連絡協議会】

大牟田市小・中・高等学校連絡協議会	大牟田市中学校区教育力向上連絡協議会
<b>学 校 関 係</b>  ・みなと小学校 ・天領小学校 ・駛馬小学校 ・天の原小学校 ・玉川小学校 ・大牟田中央小学校 ・大正小学校 ・中友小学校 ・明治小学校 ・白川小学校 ・平原小学校 ・高取小学校 ・三池小学校 ・羽山台小学校 ・銀水小学校 ・上内小学校 ・吉野小学校 ・倉永小学校 ・手鎌小学校 (計 19 校)	<b>関 係 機 関・団 体</b>  ・宅峰中学校 ・宮原中学校 ・松原中学校 ・白光中学校 ・歴木中学校 ・田隈中学校 ・橘中学校 ・甘木中学校 ・明光学園中学校 ・大牟田中学校 ・大牟田特別支援学校 (計 11 校) ・ありあけ新世高等学校 ・大牟田北高等学校 ・三池高等学校 ・三池工業高等学校 ・大牟田高等学校 ・誠修高等学校 (計 7 校) 【合計 37 校】

【巻末資料2】

いじめ防止対策推進法に係る組織



※ 図の二重線は、法律上必置の組織。点線は、法律上任意設置の組織。

☆ 法の規定以外に、市独自で設置している組織。